

## 「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」

## 関係省庁連絡会議幹事会申合せ 背景及び概要

## 〔申合せの背景〕

平成 15 年 3 月の PFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せにより、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項等がとりまとめられているところ。

その後、PFI の進展に伴い、運営の比重が高く、また運営内容を入札書類等に規定するために民間の知見が重要となるような PFI 事業も現れてきており、こうした事業については、申合せにある発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等について明らかにすることが、PFI 事業の一層の推進のため有効。

また、平成 17 年の PFI 法改正の附則第 3 条において、特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方に係わる検討が新たに規定されているところであり、今回、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、申合せに示された考え方についてその運用方策等を示すもの。

## 〔申合せの概要〕

## 1．適用対象事業について

- ・発注者のみの能力では要求水準書等を作成することが困難な事業について適用を想定。

## 2．民間事業者の選定方法について

## (1) PFI 事業における競争入札の資格審査

- ・一般競争入札の参加資格の審査において事業計画の概要を審査し、最終的な応募者を絞り込むことが有益。

## (2) 事業計画の概要の審査方法

- ・資格審査の審査基準の作成に当たっては、できるだけ絞込みの効果が出るような方法が望ましいこと。

## (3) 審査結果の説明

- ・応募者がより発注者のニーズに沿った入札提案を作成できるようにするため、資格審査における事業計画の概要提案の評価結果を応募者に説明することも考えられること。

## (4) 審査に当たって留意すべき事項

- ・予決令第 73 条の競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うため特に必要な限度において設定されるものであること。
- ・資格審査により絞り込む応募者の数は最低 3 者程度が妥当。
- ・資格審査において相対的な評価を行うことはできないものであること。

- ・発注者の評価結果を踏まえて、入札提案書の提出に際して当初示した提案の内容を変更する場合も考えられるが、変更は当該資格審査の公平性が損なわれない範囲に限定。

### 3．発注者側と民間事業者との意思の疎通について

#### (1) 対話の意義

- ・いわゆる性能発注であるため、応募者の提案には幅が生じることから、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝えることが求められること。
- ・このため、実施方針の公表以降について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を行うことが重要。

#### (2) 対話を行うのが適切と考えられる事業

- ・対話は、発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合に有益。

#### (3) 入札の際の判断材料となる事項

- ・制度上、入札公告前に公表することとされている実施方針以外に、要求水準書、契約書案、選定基準等についても、入札公告前の段階から公表することが望ましいこと。

#### (4) 対話を行う方法

- ・対話を行う場合には、公正性・透明性等を担保。
- ・必要に応じて応募者毎に対面による対話を行うことも考えられること。

#### (5) 対話の内容の公表

- ・全員に対して行う対話の内容は、原則として全て公表。
- ・応募者毎に個別に対話を行う場合には、公表すべき情報と秘匿すべき情報の明確化が必要。

#### (6) 対話に当たって留意すべき事項

- ・発注者は、対話において、特定の者を利するような行為をしてはならないこと。
- ・入札公告前の対話にあたっては民間事業者の負担軽減やノウハウ等の保護に留意すべきこと。
- ・応募者に対し、対話の内容に係る事項について、書面による提出を複数回求める場合には、その負担に配慮するとともに、検討の期間を確保する必要があること。
- ・応募者の提案にかかる発言内容については、当該応募者の了解なしに第三者に漏洩すること等は行わないよう特に留意すること。
- ・個別の対話を行う場合には、応募者間での公平性が保たれるようにする必要があること。
- ・個別の対話により、例えば、発注者が新たなニーズや条件を認識した場合は、その都度、全応募者への通知が必要であること。

#### 4．落札者決定後の応募条件の変更について

##### (1) 変更の最小化について

- ・落札者の決定の前段階において対話を行うことで、できるだけ発注者と応募者の認識の不一致を解消し、落札者決定後の契約書案等の内容の変更を最小化するよう努めることが重要。
- ・ただし、競争性の確保に反しない場合に限り落札者決定後の契約書案、入札説明書等変更は可能。

##### (2) 競争性の確保に反しない例

- ・同じコストで質が向上する場合や、質が同じでコストが低減できる場合は、競争性の確保に反するものとはいえないこと。

(参 考)

### PFI 関係省庁連絡会議幹事会について

- 1) 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」(PFI 関係省庁連絡会議) 幹事会は、PFI 関係省庁連絡会議に置かれた幹事により構成されるもの。
- 2) 幹事は関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者(課長級職員)が充てられている。具体的には以下のとおり。

内閣官房内閣参事官  
内閣府民間資金等活用事業推進室参事官  
公正取引委員会事務総局官房総務課長  
警察庁長官官房会計課長  
金融庁総務企画局総務課管理室長  
総務省自治行政局地域振興課長  
法務省大臣官房秘書課長  
外務省大臣官房在外公館課長  
財務省理財局国有財産企画課長  
文部科学省大臣官房政策課長  
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室長  
農林水産省大臣官房参事官  
経済産業省経済産業政策局産業施設課長  
国土交通省総合政策局政策課長  
環境省大臣官房政策評価広報課長  
防衛省防衛政策局防衛施設課長

- 3) なお、PFI 関係省庁連絡会議は、

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)の制定を踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため平成 11 年に設置されたもの。

内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級職員で構成。